

履行拒否又は受注者の責めに帰すべき履行不能の場合の違約金に関する特約条項

（履行拒否又は受注者の責めに帰すべき履行不能の場合の違約金）

第1条 第46条第1項に規定する場合のほか、受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合においては、受注者は、第46条第3項に規定する額の違約金を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（暴力団排除に伴う契約の解除）及び（解除に伴う措置）

第2条 この特約条項第1条を適用する場合の契約にあたっては、次の各号のとおり定める。

- (1) 第46条の3第4項中「第46条第3項又は前項」とあるのは、「第46条第3項、前項又はこの特約条項第1条第1項」と読み替える。
- (2) 第50条第5項中「第46条又は第46条の3」とあるのは、「第46条、第46条の3又はこの特約条項第1条第2項」と読み替える。